

海老名市空間放射線量率暫定基準値

1 暫定基準値 毎時0.23マイクロシーベルト

2 考え方

国が示す、福島原子力発電所の事故により増加した追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を、国が示す生活パターンを仮定し1時間当たりの空間放射線量率に換算する。

また、市が測定に使用するシンチレーションサーベイメータ（富士電機株式会社製NHC7）は、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定される（宇宙線からの放射線はほとんど測定されない。）ことから、国が示す追加被ばく線量に大地からの放射線分を加え、次の積算方法により算出し、市の暫定基準値を毎時0.23マイクロシーベルトとする。

3 積算方法

(1) 追加被ばく線量 **毎時0.19マイクロシーベルト**

※1日のうち、屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定)

※単位 1ミリシーベルト=1,000マイクロシーベルト

(8時間+16時間×0.4) × 365日 = 5,256時間

1,000マイクロシーベルト / 5,256時間

(2) 自然界からの放射線 **毎時0.04マイクロシーベルト**

※大地からの放射線（平成23年8月26日付け文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」）年間0.38ミリシーベルト=年間380マイクロシーベルト

※参考 宇宙からの放射線 年間0.29ミリシーベルト

年間380マイクロシーベルト / 24時間 × 365日

(3) 暫定基準値 **毎時0.23マイクロシーベルト**

毎時0.19マイクロシーベルト + 毎時0.04マイクロシーベルト